

学校経営のポイント

国際的視野にもとづく“心の教育”の実践

若井 彌一

3月20日に始まった米英のイラク攻撃に端を発する米英・イラク戦争は、首都バグダッドを主戦場とする重要な局面に入った。

イラク側だけでなく、米英側にも多数の死傷者が出ていることが明らかとなりつつあり、その数は、いわゆる「市街戦」の激化によりここ1週間で急増することが懸念される。

“平和的手段による解決”の原則

臨時教育審議会（昭和59年8月～62年8月）による4次にわたる答申のなかで強調され、それ以後もわが国の教育改革の重要な柱とされているのが「国際化への対応」である。

国際化が進むことは、プラスの側面だけでなく、さまざまな国際的な対立や紛争の発生を招きやすくなるという負の側面も内包している。

1945（昭和20）年6月26日にサンフランシスコで署名され、同年10月24日に発効した第2次世界大戦後の国際社会の憲法とでも称すべき国連憲章（国際連合憲章）は、国家間の戦争の事実をふまえたうえで、国連（国際連合）の創設目的の一つとして「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること」を掲げている（第1条第1項）。

このような基本的方針のもとに、同憲章第33条では「いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞のあるものについては、そ

の当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない」（第1項）として、国際（国家間）紛争の平和的手段による解決の原則を明示している。

遺憾ながら、今回の戦争は、この国連憲章の基本原則に背馳する性質のものであるが、いたずらにこれを傍観的に批判していることは、生産的ではない。

国際的視野で“心の教育”の取組みを

教育界においては、現実に発生している戦争を他人事、他国のこととして無視・無関心を装うのではなく、発達段階に即して児童・生徒に「言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い」たいとする国連の精神を具体化するために、われわれ日本人は何をなすべきか、なしうるのかを訴えかけていただきたい。

その際、通称「ユネスコ憲章」（1945年11月16日採択、翌年11月4日効力発生）の前文にある「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と、続く一文「相互の風習と生活を知らないことは、……」について、かみ砕いて解説していただきたい。生きた心の教育、国際理解教育の実践である。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

…本紙は、購読料不要です。配信の中止・FAX番号変更等の場合は、抹消・登録に必要な宛先、新・旧FAX番号、等を必ずご明記くださるようお願いいたします。

本紙は、ホームページからも閲覧できます

●最新刊・好評発売中！●〔各巻A5版・平均220頁・定価2,310円〕

教育開発研究所刊

初任者研修・若年教員の研修に最適！【編集】有村 久春（昭和女子大学助教授）

NO.1『“学級づくり”スタートブック』

NO.2「授業づくり」(5月刊)、NO.3「人間関係づくり」(8月刊)、NO.4「校務・サービス」(11月刊) ★全4巻・予約受付中

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）